

田野町農業委員会議事録

会 議 名	田野町農業委員会 5月定例総会
開 催 日 時	平成 28 年 6 月 6 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 45 分
開 催 場 所	田野町役場 2 階大会議室
出 席 委 員	1 番 坂本輝男 2 番 山本続 3 番 山本英広 4 番 松本昭子 5 番 西山和男 6 番 瀧渦昭彦 8 番 手嶋歳和 11 番 坂本勝明 12 番 田中繁穂
欠 席 委 員	7 番 西山杉雄 9 番 岸野雅宏 10 番 清岡正之
事 務 局 出 席 者	事務局： 西山周平 平瀬大祐
議 題	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進計画による利用権の設定について 議案第 3 号 田野町農業経営基盤強化促進基本構想の変更に対する意見について て その他

開 会	会長、田中繁穂が議長となり挨拶し、定数確認のうえ開会を宣す。
議事録署名人選出	議長が、5 番 西山和男委員 及び 6 番 瀧渦昭彦委員を指名する
議 事 長	それでは、只今から議事に入ります。 議案第 1 号は農地法第 3 条の規定による許可申請ですので審議します。事務局は説明をお願いします。
事 務 局	議案第 1 号の説明を行います。議案書は 2 ページです。申請は 5 件出てきております。 1 件目は整理番号 5 番。申請のあった農地は田野町字築地平 4456-16 で地目は田、面積は 890 m ² です。農振区分は農振農用地です。権利種別は 3 条有償移転です。申請人について説明します。譲渡人は田野町●●●●番地の●●●●さんで、譲受人は田野町●●●●番地●●の●●●●さんです。 譲渡人の●●●●さんは●●歳で無職です。譲受人の●●●●さんは●●歳で、自営業の方で、農業も営んでおられます。

譲受人の農地の経営状況を説明します。所有する自作地として、畑 695 m²があります。借入地については田 270 m²があります。今回、この申請の他に 2 件、合わせて 3 件の所有権移転の申請をしており、いずれも田で、その合計面積は 2,171 m²となっております。

譲受人の作付予定作物及び作付面積、農機具の所有状況を説明します。田における作付予定作物は水稻及び野菜で、作付面積は権利取得後 2,441 m²となります。畑における作付予定作物は果樹・野菜で作付面積は権利取得後 710 m²となります。農機具の所有状況についてですが、現在大農機具の所有はありませんが、作業時はトラクターと管理機を借りて作業されるそうです。

譲受人の農作業歴は 20 年ほどで、世帯員として 2 名の労働力があります。住所地从り権利を設定しようとする農地までの移動時間は車で 10 分程度とのことです。

譲受人又はその世帯員等の農作業への従事状況を説明します。農作業に常時従事されている方は本人で、年齢が●●歳で、主たる職業は自営業ですが、年間通じて農作業に従事できる状況であるということです。

申請のあった農地の権利取得後における経営農地の総面積は 3,136 m²です。

権利取得後における耕作の内容が、周辺農地へ農業上及ぼす影響について説明します。申請地には周辺農地と同様の作物の栽培を行うので、周辺農地への影響はないものと思われます。

地域との役割分担の状況について説明します。地域の出役等に参加し、周辺の農道・水路の清掃等を定期的実施するとのことです。

議案書 25 ページ、26 ページには申請地の航空写真及び切図を載せていますので、場所の位置関係等をご確認ください。

続いて 2 件目の説明に入ります。

2 件目は整理番号 6 番で、申請のあった農地は田野町字築地平 4456-17 です。地目は田、面積は 518 m²です。農振区分は農振農用地です。権利種別は 3 条有償移転です。申請人について説明します。譲渡人は田野町●●●●番地の●●●●さんで、譲受人は田野町●●●●番地●●の●●●●さんです。

譲渡人の●●●●さんは●●歳で農業を営んでおります。

譲受人の農地の経営状況等は、1 件目で説明しておりますので省略させていただきます。

権利取得後における耕作の内容が、周辺農地へ農業上及ぼす影響について説明します。申請地には周辺農地と同様の作物の栽培を行うので、周辺農地への影響はないものと思われます。

地域との役割分担の状況について説明します。地域の出役等に参加し、周辺の農道・水路の清掃等を定期的実施するとのことです。

議案書 25 ページ、26 ページには申請地の航空写真及び切図を載せていますので、場所の位置関係等をご確認ください。

続いて 3 件目の説明に入ります。

3件目は整理番号7番で、申請のあった農地は田野町字上土生 4575-2 です。地目は田、面積は 763 m²です。農振区分は農振農用地です。権利種別は3条無償移転です。申請人について説明します。譲渡人は●●市●●●●の●●●●さんで、譲受人は田野町●●番地●●の●●●●さんです。

譲渡人の●●●●さんは●●歳で会社員のかたです。

譲受人の農地の経営状況等は、1件目で説明しておりますので省略させていただきます。

権利取得後における耕作の内容が、周辺農地へ農業上及ぼす影響について説明します。申請地には周辺農地と同様の作物の栽培を行うので、周辺農地への影響はないものと思われます。

地域との役割分担の状況について説明します。地域の出役等に参加し、周辺の農道・水路の清掃等を定期的実施するとのことです。

議案書 27 ページ、28 ページには申請地の航空写真及び切図を載せていますので、場所の位置関係等をご確認ください。

続いて4件目の説明に入ります。

4件目は整理番号8番です。申請のあった農地は田野町字中野 4967 で地目は田、面積は 418 m²です。農振区分は農振農用地です。権利種別は3条有償移転です。申請人について説明します。譲渡人は●●市●●番地●●の●●●●さんで、譲受人は田野町●●番地●●の●●●●さんです。

譲渡人の●●●●さんは●●歳で無職です。譲受人の●●●●さんは●●歳で、農業に従事しております。

譲受人の農地の経営状況を説明します。所有する自作地として、田 3,645 m²と畑 771 m²があり、合わせて 4,416 m²です。借入地については田 305 m²があります。

譲受人の作付予定作物及び作付面積、農機具の所有状況を説明します。田における作付予定作物は水稻及び野菜で、作付面積は権利取得後 4,368 m²となります。畑における作付予定作物は野菜で作付面積は権利取得後 771 m²となります。農機具の所有状況についてですが、トラクター、田植機、コンバイン、バインダー、管理機をそれぞれ1台ずつ所有されております。

譲受人の農作業歴は15年ほどで、世帯員として1名の労働力があります。住所地から権利を設定しようとする農地までの移動時間は車で5分～10分程度とのことです。

譲受人又はその世帯員等の農作業への従事状況を説明します。農作業に常時従事されている方は本人で、年齢が63歳。主たる職業は農業で、年間通じて農作業に従事できる状況であるということです。

申請のあった農地の権利取得後における経営農地の総面積は 5,139 m²です。

権利取得後における耕作の内容が、周辺農地へ農業上及ぼす影響について説明します。申請地には周辺農地と同様の作物の栽培を行うので、周辺農地への影響はないものと思われます。

地域との役割分担の状況について説明します。地域の出役等に参加し、周辺の

<p>議 長</p>	<p>農道・水路の清掃等を定期的実施するとのことです。</p> <p>議案書 29 ページ、30 ページには申請地の航空写真及び切図を載せていますので、場所の位置関係等をご確認ください。</p> <p>続いて 5 件目の説明に入ります。</p> <p>5 件目は整理番号 9 番です。申請のあった農地は田野町字名無シ畑 3131-2 で地目は畑、面積は 135 m²です。農振区分は農業振興地域内のその他の農用地です。権利種別は 3 条有償移転です。申請人について説明します。譲渡人は●●市●●●●番地●●の●●●●●●さんで、譲受人は田野町●●●●番地●●の●●●●●●さんです。</p> <p>譲渡人の●●●●●●さんは●●歳で無職です。譲受人の●●●●●●さんは●●歳で、農業に従事しております。</p> <p>譲受人の農地の経営状況を説明します。所有する自作地は有りません。借入地については田 3,888 m²があります。</p> <p>譲受人の作付予定作物及び作付面積、農機具の所有状況を説明します。田における作付予定作物は水稻及び野菜で、作付面積は権利取得後 3,888 m²となります。畑における作付予定作物は野菜で作付面積は権利取得後 135 m²となります。農機具の所有状況についてですが、軽トラと管理機を 1 台ずつ所有されており、トラクター、田植機、コンバインは借りて作業をされております。</p> <p>譲受人の農作業歴は 10 年ほどで、住所地から権利を設定しようとする農地までの移動時間は車で 5 分程度とのことです。</p> <p>譲受人又はその世帯員等の農作業への従事状況を説明します。農作業に常時従事されている方は本人で、年齢が●●歳。主たる職業は農業で、年間通じて農作業に従事できる状況であるということです。</p> <p>申請のあった農地の権利取得後における経営農地の総面積は 4,023 m²です。</p> <p>権利取得後における耕作の内容が、周辺農地へ農業上及ぼす影響について説明します。申請地には周辺農地と同様の作物の栽培を行うので、周辺農地への影響はないものと思われま。</p> <p>地域との役割分担の状況について説明します。地域の出役等に参加し、周辺の農道・水路の清掃等を定期的実施するとのことです。</p> <p>議案書 31 ページ、32 ページには申請地の航空写真及び切図を載せていますので、場所の位置関係等をご確認ください。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見・ご質問等ございませんか。</p> <p>(特になし)</p> <p>ないようでしたら本申請について、許可することにご異議等ございませんか？</p> <p>(異議なし)</p> <p>はい。異議なしということですので、本申請を許可します。</p>
------------	---

<p>事務局</p>	<p>続きまして議案第2号に移ります。議案第2号は農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、田野町より諮問がありますので審議します。事務局は説明をお願いします。</p> <p>利用権設定について申出があつて件について説明します。申出は2件出てきております。</p> <p>1件目は整理番号3番です。申請のあつた農地は田野町字南経田884の1,656㎡です。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農振農用地です。</p> <p>新規の設定で申し出てきております。利用権を設定する方は、田野町●●●●番地●●の●●●●さんで、利用権の設定を受ける方は田野町●●●●番地の●●●●さんです。利用目的は田で、期間は平成28年6月1日から平成33年5月31日までの5年間です。権利の内容は賃貸借です。</p> <p>借受人の経営状況を説明します。年齢●●才で、年間で約180日間農作業に従事されております。現在の経営農地の面積は5,590㎡です。今回の利用権設定等面積と合わせると7,246㎡となります。</p> <p>この申請は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作に供すべき農用地の全てにおいて耕作の事業を行うと認められる事、必要な農作業に従事すると認められる事、対象農地を効率的に利用して耕作を行うと認められる事、対象農地関係権利者の過半の者からの同意が得られている事、の各要件を満たしております。</p> <p>場所については、33ページから34ページに航空写真及び切図を載せておりますのでご確認ください。</p> <p>2件目は整理番号4番です。申請のあつた農地は2筆あり、1筆目は田野町字北張4871の923㎡です。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農振農用地です。</p> <p>新規の設定で申し出てきております。利用権を設定する方は、田野町●●●●番地の●●●●さんで、利用権の設定を受ける方は田野町●●●●番地●●の●●●●さんです。利用目的は田で、期間は平成28年6月1日から平成42年5月31日までの5年間です。権利の内容は賃貸借です。</p> <p>借受人の経営状況を説明します。年齢●●才で、年間で約300日間農作業に従事されております。現在の経営農地の面積は0㎡ですが、今回の利用権設定等面積1,911㎡で農業を開始するとのことです。</p> <p>この申請は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作に供すべき農用地の全てにおいて耕作の事業を行うと認められる事、必要な農作業に従事すると認められる事、対象農地を効率的に利用して耕作を行うと認められる事、対象農地関係権利者の過半の者からの同意が得られている事、の各要件を満たしております。</p>
------------	--

<p>議 長</p>	<p>場所については、35 ページから 36 ページに航空写真及び切図を載せておりますのでご確認ください。</p> <p>この件についての説明は以上です。</p> <p>只今の説明について質問等ありませんか。 (特になし)</p> <p>それでは、本件については適当とすることにご異議はありませんか。 (異議なし)</p> <p>異議なしということですので、本件は適当と認めます。</p> <p>続きまして議案第 3 号の田野町農業経営基盤強化促進基本構想の変更に対する意見について、田野町より照会がありましたので審議したいと思います。 事務局は説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは議案第 3 号について説明します。議案書とは別の資料をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。田野町より、農業経営基盤強化促進法に基づく「田野町農業経営基盤強化促進基本構想」の変更に対する意見について、照会がありました。なぜこのような照会があったのか説明します。先般、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により、農地法、農業委員会等に関する法律及び農業協同組合法の一部改正が行われました。これに伴い、高知県においては農業経営基盤強化促進法第 5 条第 1 項に基づく農業経営基盤強化の促進に関する基本方針が平成 28 年 4 月 1 日に変更されております。市町村においても、これらとの整合性を図るため、同法第 6 条第 1 項に基づき市町村の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を変更する必要がある、その変更案については農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条に基づき、地域の農業委員会及び農協等に意見聴取することとなっておりますので、今回意見の照会があったものです。</p> <p>変更内容について説明します。資料をご覧ください。変更点は 2 点あり、1 点目は名称等の変更です。「農業生産法人」となっているものを、「農地所有適格法人」に。「高知県農業会議」となっているものを、「知事が農業委員会ネットワーク機構として指定した法人」に変更するとなっております。資料には赤字で変更点が見えるようになっておりますのでご確認くださいと思います。</p> <p>2 点目は高知県農業経営基盤強化促進基本方針に関する数字の変更です。資料は 4 ページです。農業を営もうとする青年等の育成・確保目標を年間 280 人から 320 人に変更するとなっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>先ほどの説明に対し、ご意見・ご質問等はございませんか。 (特になし)</p> <p>無いようでしたら、この意見照会に対し、異論がないとのことで同意すると回</p>

	<p>答しよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことですので、そのように田野町に対し回答します。</p> <p>それではこれで本日の案件は全て終了しましたが、ご意見ご質問等ありませんか。なければ本日の定例総会を終了し、解散します。</p>
議 事 録 署 名	<p>平成 28年 6月 6日</p> <p>議 長 ㊟</p> <p>議事録署名人 ㊟</p> <p>㊟</p>